特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	新型インフルエンザの予防接種に関する事務 基礎項目 評価書	1

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、新型インフルエンザの予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県御宿町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	新型インフルエンザの予防接種に関する事務
②事務の概要	・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、新型インフルエンザの予防接種の実施、給付(健康被害救済措置)の実施、実費の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①事業対象であることの確認または通知 ②事業提供の際に必要な個人情報の確認 ③接種記録の登録及び閲覧
③システムの名称	健康かるて 団体統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
新型インフルエンザ予防接種性	青報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 126項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条及び第67条の2
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 126項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求

請求先	総務課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-2511					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	保健福祉課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-6717					
9. 規則第9条第2項の適用]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年10	月31日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		00人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年10月31日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関については、] . それぞれ重点	ā項目評価書 Z	3) 基礎項目評価	i書及び i書及び	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワ	ークシステム	を通じた入っ	∈を除く。)		
目的外の入手が行われる!J スクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分	きある]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供	ネットワークシ	ノステムを通じ	た提供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		- []接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	ごある]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分	 である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		ナンバー取得の	、一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副本登録 の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含いる。			

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> (選択肢> 1) 目的外の入手が行われ。 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な信 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 下正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 やれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ・・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員、参照範囲が必要最小限と 事務取扱担当者の研修において 務における支援措置対象者等に	は、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、 となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、 て離席時のログアウト徹底を呼びかけている。また、住民基本台帳事 こついては、自動応答不可フラグを設定している。これらの対策を講じ 行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93 の2	番号法第9条第1項 別表第一 10項及び93の 2項	事後	
	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会】16の2、16の3、115の2項	番号法第19条第8号 【情報提供】別表第二 16の2,16の3,115の2項	事後	
令和5年2月28日	11 きい値判断項目	令和3年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年2月28日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2 対象人数	令和5年2月28日時点	令和5年10月31日時点	事後	しきい値の再確認
令和5年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2 対象人数	令和5年10月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	しきい値の再確認
令和6年11月6日	I 関連情報 9規則9条第二項の適用	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考え	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年12月2日	3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 10項及び93の 2項 番号利用条例第4条第1項 別表第一	番号法第9条第1項 別表 126項	事後	番号法改正によるもの
令和6年12月2日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表 126項	事後	番号法改正によるもの
-					-